日 調 連 発 第 4 号
令 和 6 年 4 月 3 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

登記・供託オンライン申請システムのかんたん登記申請における手続追加について（お知らせ）

本年 3 月 15 日付け登記・供託オンライン申請システムのウェブサイトにおいて、下記のお知らせが掲載されており、これにより、同月 29 日午後 10 時以降、同システムのかんたん登記申請において、不動産登記関連手続の追加として建物滅失の登記申請が追加となりましたのでお知らせします。

なお、これは、令和 2 年 12 月 25 日に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画に基づき法務省が取り組むものです。

記

○　申請用総合ソフトのバージョンアップ（8.3A→8.4A）及び登記・供託オンライン申請システムのかんたん登記申請について（令和 6 年 3 月 15 日付け）
https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/information/info_202403.html#HI20240314390 1

○　デジタル・ガバメント実行計画（政府 CIO ポータル）
https://cio.go.jp/digi-gov-actionplan